

障害福祉サービス「福祉NPOグループみずほ」の概要

1. 事業所の名称及び所在地

名 称	福祉NPOグループみずほ
所 在 地	〒354-0018 富士見市西みずほ台 3-3-11 ハイツみずほ台 104 号
電 話 番 号	049-268-5333 (代)
事業者番号	1112900095
サービス種類	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

2. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時00分～午後5時00分
連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

3. 通常の事業の実施地域

富士見市、三芳町

※ 上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1名（常勤職員）
管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- ・サービス提供責任者 介護福祉士1名以上（常勤職員）
サービス提供責任者は、居宅介護・重度訪問介護の利用の申込みに係わる調整、居宅介護従業者等に対する技術指導、居宅介護・重度訪問介護計画の作成等を行う。
- ・居宅介護従業者 5名以上（常勤職員2名以上・非常勤職員3名以上）
居宅介護従業者等は、居宅介護・重度訪問介護の提供にあたる。
- ・事務員 1名以上（非常勤職員）
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

5. 利用料について

居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は負担上限月額とします。

6. 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護・重度訪問介護を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

○事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり50円を乗ずるものとする。

7. 虐待の防止

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、必要な措置を講じます。

8. 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者及びサービス提供責任者）

電話番号 049-268-5333（代）

F A X 049-268-5366

受付時間 月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分）

第三者委員

担当者 むさしの作業所所長 小菅賢一

電話番号 049-252-5270

その他の苦情・相談窓口

○ 富士見市役所 障害福祉課 電話番号：049-251-2711

○ 三芳町役場 健康福祉課 障害福祉係 電話番号：049-258-0019

○ 埼玉県運営適正化委員会

苦情相談窓口 電話番号：048-822-1243

F A X：048-822-1406

受付時間 月～土曜日の午前9時～午後4時まで（年末年始・祝祭日を除く）